第三号第一号ニ中「新たにエキスパンションジョイントその他の相互に応力を伝えない構造方法を設けることにより建築物を二以上の独立部分に分ける場合」を「分離増改築を行う場合（既存の独立部分の規模及び構造が法第二十条第一項第二号から第四号までに掲げる建築物の区分に該当する場合に限る。）」に「増築又は改築をする独立部分以外」を「既存」に改め、同号中ニをホとし、ハの次に次のように加える。

ニ　ロの規定にかかわらず、増築又は改築後の建築物（新たにエキスパンションジョイントその他の相互に応力を伝えない構造方法を設けることにより建築物を二以上の独立部分（令第三十六条の四に規定する部分をいう。以下同じ。）に分ける場合（以下「分離増改築を行う場合」という。）にあっては、既存の独立部分。以下ニにおいて同じ。）の架構を構成する部材（間柱、小ばりその他これらに類するものを除く。以下ニにおいて同じ。）が増築又は改築前の建築物の架構を構成する部材から追加及び変更（当該部材の強度及び耐力が上昇する変更を除く。）がない場合にあっては、平成十八年国土交通省告示第百八十五号に定める基準によって地震に対して安全な構造であることを確かめることができる。

第三第一号に次のように加える。

ヘ　ロ及びハの規定にかかわらず、分離増改築を行う場合（既存の独立部分の規模及び構造が法第二十条第一項第一号に掲げる建築物の区分に該当する場合に限る。）にあっては、既存の独立部分については、第二第一号ハに定めるところによることができる。

第三第三号中「よる」の下に「（法第二十条第一項第一号後段に規定する構造計算によって安全性を確かめる場合を除く。）」を加える。

附　則

この告示は、平成二十八年六月一日から施行する。

○国土交通省告示第七百九十四号

建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号）第八十一条第一項第四号の規定に基づき、超高層建築物の構造耐力上の安全性を確かめるための構造計算の基準を定める件（平成十二年建設省告示第千四百六十一号）の一部を次のように改正する。

平成二十八年六月一日　国土交通大臣　石井　啓一

第九号中ハをニとし、ロの次に次のように加える。

ハ　特殊な建築材料（平成十二年建設省告示第千四百四十六号第一各号に掲げる建築材料で建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第三十七条各号に該当しないものをいう。）を使用する部分（当該部分が複数存在する場合にあっては、それぞれの部分）について、当該建築材料の品質が同告示第三第一項第一号に掲げる基準に適合すること。

附　則

この告示は、平成二十八年六月一日から施行する。

○国土交通省告示第七百九十五号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第三十七条の規定に基づき、建築物の基礎、主要構造部等に使用する建築材料並びにこれらの建築材料が適合すべき日本工業規格又は日本農林規格及び品質に関する技術的基準を定める件（平成十二年建設省告示第千四百四十六号）の一部を次のように改正する。

平成二十八年六月一日　国土交通大臣　石井　啓一

第一に次のただし書を加える。

ただし、法第二十条第一項第一号の規定による国土交通大臣の認定を受けた構造方法を用いる建築物に使用される建築材料で平成十二年建設省告示第千四百六十一号第九号ハの規定に適合するもの、法第八十五条第五項の規定による特定行政庁の許可を受けた仮設建築物に使用される建築材料及び現に存する建築物又は建築物の部分（法第三十七条の規定又は法第四十条の規定に基づく条例の建築材料の品質に関する制限を定めた規定に違反した建築物又は建築物の部分を除く。）に使用されている建築材料にあっては、この限りでない。

附　則

この告示は、平成二十八年六月一日から施行する。

○国土交通省告示第七百九十六号

建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号）第四十六条第四項表一(六)項及び第八十条の二第一号並びに建築基準法施行規則（昭和二十五年建設省令第四十号）第八条の三の規定に基づき、建築基準法施行令第四十六条第四項表一(一)項から(七)項までに掲げる軸組と同等以上の耐力を有する軸組及び当該軸組に係る倍率の数値を定める件等の一部を次のように改正する。

平成二十八年六月一日　国土交通大臣　石井　啓一

（建築基準法施行令第四十六条第四項表一(一)項から(七)項までに掲げる軸組と同等以上の耐力を有する軸組及び当該軸組に係る倍率の数値を定める件の一部改正）

第一条　建築基準法施行令第四十六条第四項表一(一)項から(七)項までに掲げる軸組と同等以上の耐力を有する軸組及び当該軸組に係る倍率の数値を定める件（昭和五十六年建設省告示第千百号）の一部を次のように改正する。

別表第一(一)項(い)欄中「構造用合板」を「又は化粧ばり構造用合板（合板）」に、「昭和五十一年農林省告示第八百九十四号」を「平成十五年農林水産省告示第二百三十三号」に改める。

別表第二(一)項(い)欄中「構造用合板」を「又は化粧ばり構造用合板（合板）」に改める。

（枠組壁工法又は木質プレハブ工法を用いた建築物又は建築物の構造部分の構造方法に関する安全上必要な技術的基準を定める件の一部改正）

第二条　枠組壁工法又は木質プレハブ工法を用いた建築物又は建築物の構造部分の構造方法に関する安全上必要な技術的基準を定める件（平成十三年国土交通省告示第千五百四十号）の一部を次のように改正する。

第二第二号の表(一)の項中

構造用合板	合板の日本農林規格（平成十五年農林水産省告示第二百三十三号。以下「合板規格」という。）に規定する特類

を

構造用合板	構造用合板の日本農林規格（昭和四十四年農林水産省告示第千三百七十一号。以下「構造用合板規格」という。）に規定する特類

に改め、同表(三)の項中「（構造用合板規格に規定する特類又は一類」を

構造用合板	構造用合板規格に規定する特類又は一類
化粧ばり構造用合板	合板規格に規定する特類又は一類

に改める。

第四第六号中「十五ミリメートル以上の構造用合板」の下に「若しくは化粧ばり構造用合板（以下「構造用合板等」という。）」を加え、「十二ミリメートル以上の構造用合板」を「十二ミリメートル以上の構造用合板等」に改める。